

○ 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）

改正案	現行
<p>第九条 法第四条第三項第六号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三箇月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>二の二 役員及び重要使用人の婚姻前の氏名を当該役員及び重要使用人の氏名に併せて業務開始届出書又は新計画届出書（第三十二条第一項に規定する新計画届出書をいう。）に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員及び重要使用人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>三〇十一 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（資産流動化計画以外の事項の変更に係る届出）</p> <p>第二十七条 特定目的会社は、法第九条第一項の規定による届出（法第四条第二項各号（第五号を除き、法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更に係るものに限る。）を行うおうとするときは、別紙様式第九号により作成した法第九条第二項に規定する届出書（以下この条及び次条において「変更届出書」と</p>	<p>第九条 法第四条第三項第六号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三箇月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三〇十一 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（資産流動化計画以外の事項の変更に係る届出）</p> <p>第二十七条 特定目的会社は、法第九条第一項の規定による届出（法第四条第二項各号（第五号を除き、法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更に係るものに限る。）を行うおうとするときは、別紙様式第九号により作成した法第九条第二項に規定する届出書（以下この条及び次条において「変更届出書」と</p>

いう。)に、その副本一通及び次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める書類一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 取締役、監査役又は重要使用人に変更があった場合 新たに取締役、監査役又は重要使用人となった者に係る次に掲げる書面

イ 第九条第一項第二号及び第三号から第五号までに掲げる書面

ロ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて変更届出書に記載した場合に

限る。)が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四 会計参与に変更があった場合 新たに会計参与となった者に係る次に掲げる書面

イ 第九条第一項第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる書面

ロ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書面(第九条第一項第二号に掲げる書面に限る。)が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五・六 (略)

2・3 (略)

いう。)に、その副本一通及び次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める書類一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 取締役、監査役又は重要使用人に変更があった場合 新たに取締役、監査役又は重要使用人となった者に係る第九条第一項第二号から第五号までに掲げる書面

(新設)

(新設)

四 会計参与に変更があった場合 新たに会計参与となった者に係る第九条第一項第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる書面

(新設)

(新設)

五・六 (略)

2・3 (略)

改正案	現行
<p>別紙様式第1号（第4条第1項・第32条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（表略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>4. 「代表者の氏名」又は「氏名」には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるものを括弧書きで併記することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">（1）外国人の場合 住民票に記載された通称</p> <p style="padding-left: 2em;">（2）婚姻により氏を改めた者の場合 婚姻前の氏名</p> <p>5. ～8. （略）</p> <p style="text-align: right;">（以下略）</p>	<p>別紙様式第1号（第4条第1項・第32条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（表略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>4. 「代表者の氏名」又は「氏名」には、外国人の場合において、住民票に記載された通称があるときは、括弧書きで併記することができる。</p> <p>5. ～8. （略）</p> <p style="text-align: right;">（以下略）</p>